

合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明  
に係る事業者認定実施要領

宮城県木材協同組合

平成18年 7月 3日作成

平成24年12月13日改正

平成29年 6月 1日改正

第1 目的

本実施要領は、宮城県木材協同組合（以下「県木協」という。）が平成24年12月13日に改正した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスに関する自主行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は、県木協の組合員を対象とし、組合員以外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

第3 合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明又は発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（以下「事業者認定申請書」という。）」を別記1-1で定める認定手数料とともに県木協に提出しなければならない。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 県木協は、本実施要領に基づく事業者の認定のため、理事長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された事業者認定申請書の内容について、第5及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 県木協は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス（以下「発電用木質バイオマス」という。）が互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材又は発電用木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材又は発電用木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

## 第6 事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木協は、第4に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を県木協のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から3年間とする。  
ただし、有効期限が年度途中となる場合は、その年度の末日までとする。

## 第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材又は発電用木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に認定番号及び合法木材又は発電用木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 別に証明書を作成する場合の様式は、別記3とする。

## 第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の取扱実績報告及び発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」により、前年度分の実績を毎年6月末日までに県木協へ報告する。
- 2 県木協は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第9 立ち入り検査

県木協は、必要に応じて、認定事業者による合法木材及び発電用木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、県木協から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木協に協力しなければならない。

## 第10 認定事業者の取り消し

- 1 県木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木協のホームページ等に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
  - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
  - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 県木協は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

#### 附則

- 1 この実施要領は、平成18年7月3日から施行する。
- 2 この実施要領は、平成24年12月13日から施行する。
- 3 この実施要領は、平成29年6月1日から施行する。

## 合法木材認定申請等様式集

- 別記 1 事業者認定申請書の様式
- 別記 2 事業者認定書の様式
- 別記 3 証明書の様式  
別紙 1（納品書にゴム印を押して証明する場合）
- 別記 4 取扱実績報告書の様式
- 別記 5 認定取消通知書の様式

## 合法木材供給事業者認定申請書

年 月 日

宮城県木材協同組合理事長 殿

（申請者）

事業者の所在地：（〒 ）

事業者の名称：

代表者の氏名：

Ⓜ

電話：

FAX：

メールアドレス

貴組合の認定を得て、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

- 1 創業年 \_\_\_\_\_, 従業員数 \_\_\_\_\_
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目, 年間取扱量：（別添のとおり）
- 3 事業所の敷地, 建物及び施設（土場, 倉庫等）の配置状況：  
（別添のとおり）
- 4 分別管理及び書類管理の方針：（別添のとおり）
- 5 業種に○印を付けてください。

業種分類：1 素材生産 2 原木流通 3 製材 4 木材加工（チップ, 集成材, 合板  
その他木質ボード） 5 木材流通（製材品・木材加工品の流通） 6 木材  
製品（文具, 家具等） 7 紙, 紙製品 8 その他 9 木材全般（1～5  
の業種）

- 6 その他：（ISO, JAS等の資格があれば記入してください。）  
（別添のとおり）

(認定申請書に添付する書類)

取り扱う木材・木材製品の主要品目，年間取扱数量

(事業者の名称： )

本取扱主要品目	年間取扱数量 (m3)		備 考
	入荷量 (m3)	出荷量 (m3)	
丸 太			
製 材			
合 板			
集 成 材			
チ ッ プ			
発電用チップ (間伐材等由来)			
発電用チップ(一般)			
その他 ( )			
その他 ( )			

※) 取扱量はすべてm3換算で願います。

I S O の 登 録 ， J A S の 認 証

J A S の 認 証	認証年月日 認証区分 認証種類 認証品目	
I S O の 登 録	登録年月日 登録番号 登録種類	

(認定申請書に添付する書類)

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫など）の配置  
及び合法木材の分別管理状況

(事業者の名称： )

(土場、倉庫の所在地： )

事業所の敷地、建物及び施設の配置状況を記載するとともに、分別管理する  
合法木材の位置を図示してください。

※合法木材と合法木材以外を分離し配置してください。別図を添付しても差し支え  
ありません。

(認定申請書に添付する書類)

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫など）の配置状況  
及び合法木材の分別管理状況

(事業者の名称： )

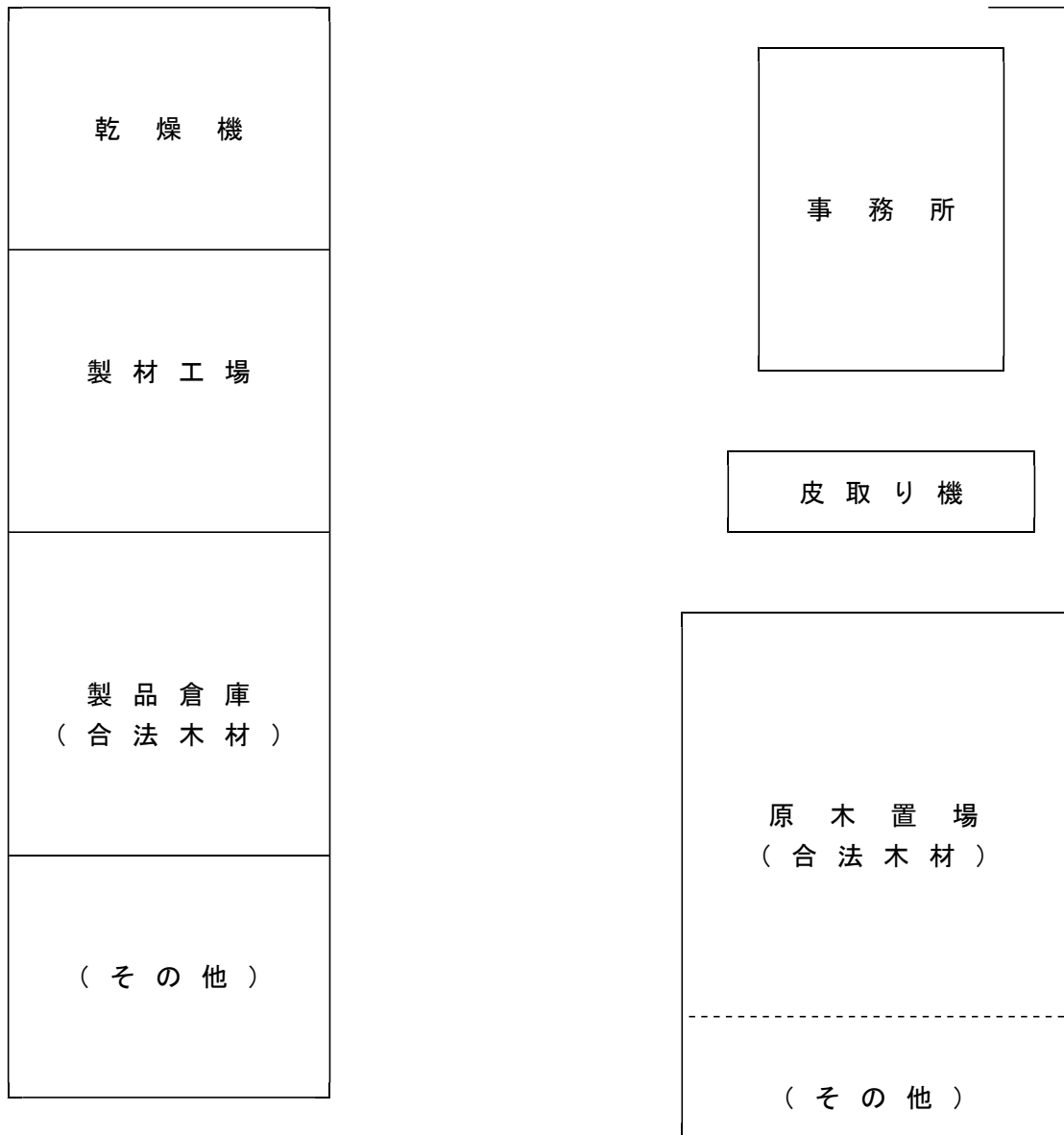
(土場、倉庫の所在地： )

事業所の敷地、建物及び施設の配置状況を記載するとともに、分別管理する  
合法木材の位置を図示してください。

( 記 載 例 )

■ 合法木材以外の有無： 有り 無し

入  
口



※合法木材と合法木材以外を分離し配置してください。別図を添付しても差し支え  
ありません。



(認定申請書に添付する書類)

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書 (作成例: 素材生産の場合)

事業者の名称

年 月 日作成

本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年12月13日)」を受け合法性・持続可能性であると証明された木材・木材製品(以下、「証明材」という。)の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施します。

1 適用範囲

本方針書は、当社が扱う原木の取扱いについて適用する。

2 分別管理責任者

(1) 分別管理を適切に行うため、(氏名)\_\_\_\_\_を分別管理責任者として定める。

(2) 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

3 分別管理の実施

(1) 原木の入手に当たっては、伐採届等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

(2) 原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(3) 原木の出荷に当たっては、証明材であることを確認のうえ、納品書に記載する。

4 書類管理

(1) 分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木生産量を実績報告として取りまとめる。

(2) 証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

(3) 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

(認定申請書に添付する書類)

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書 (作成例: 製材加工の場合)

事業者の名称

年 月 日作成

本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年12月13日)」を受け【合法性・持続可能性】、【発電利用に供する木質バイオマス】であると証明された木材・木材製品(以下、「証明材」という。)の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施する。

1 適用範囲

本方針書は、当社が扱う原木及び当該原木を原料として製造する木材・木材製品の取扱いについて適用する。

2 分別管理責任者

- (1) 分別管理を適切に行うため、(氏名)\_\_\_\_\_を分別管理責任者として定める。
- (2) 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

3 分別管理の実施

- (1) 原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか否かを確認する。
- (2) 原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- (3) 製材加工に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- (4) 製材品の出荷に当たっては、証明材であることを確認のうえ、納品書に記載する。
- (5) 製材品の保管に当たっては、証明材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

4 書類管理

- (1) 分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- (2) 証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- (3) 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

(認定申請書に添付する書類)

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書 (作成例: 木材流通の場合)

事業者の名称

年 月 日作成

本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年12月13日)」を受け合法性・持続可能性であると証明された木材・木材製品(以下、「証明材」という。)の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施します。

1 適用範囲

本方針書は、当社が扱う木材・木材製品の取扱いについて適用する。

2 分別管理責任者

(1) 分別管理を適切に行うため、(氏名)\_\_\_\_\_を分別管理責任者として定める。

(2) 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

3 分別管理の実施

(1) 木材・木材製品の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

(2) 木材・木材製品の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(3) 木材・木材製品の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

4 書類管理

(1) 分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る木材・木材製品の入荷量及び出荷量を実績報告として取りまとめる。

(2) 証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

(3) 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別記1】（事業者認定申請書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

年 月 日

宮城県木材協同組合理事長 殿

（申請者）

（〒                   ）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

㊦

電話：

FAX：

メールアドレス

貴組合の認定を得て、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いた  
いので、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマ  
スの証明に係る事業者認定実施要領」により下記のとおり関係書類を添え  
て申請します。

記

- 1 創業年 \_\_\_\_\_，従業員数 \_\_\_\_\_
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目，年間取扱量：（別添のとおり）
- 3 事業所の敷地，建物及び施設（土場，倉庫等）の配置状況：  
（別添のとおり）
- 4 分別管理及び書類管理の方針：（別添のとおり）
- 5 業種に○印を付けてください。

業種分類：1 素材生産 2 原木流通 3 製材 4 木材加工（チップ，集成材，合板 その他木質ボード） 5 木材流通（製材品・木材加工品の流通） 6 木材 製品（文具，家具等） 7 紙，紙製品 8 その他 9 木材全般（1～5 の業種）
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 6 その他：（ISO，JAS等の資格があれば記入してください。）  
（別添のとおり）

(認定申請書に添付する書類)

取り扱う木材・木材製品の主要品目，年間取扱数量

(事業者の名称： )

本取扱主要品目	年間取扱数量 (m3)		備 考
	入荷量 (m3)	出荷量 (m3)	
丸 太			
製 材			
合 板			
集 成 材			
チ ッ プ			
発電用チップ (間伐材等由来)			
発電用チップ(一般)			
その他 ( )			
その他 ( )			

※) 取扱量はすべてm3換算で願います。

I S O の 登 録 ， J A S の 認 証

J A S の 認 証	認証年月日 認証区分 認証種類 認証品目	
I S O の 登 録	登録年月日 登録番号 登録種類	

(認定申請書に添付する書類)

事業所の敷地，建物及び施設（土場，倉庫など）の配置状況

（事業者の名称：）

（土場，倉庫の所在地：）

事業所の敷地，建物及び施設の配置状況を記載するとともに，分別管理する発電用木質バイオマスの位置を図示する。

※別図を添付しても良い。

(認定申請書に添付する書類)

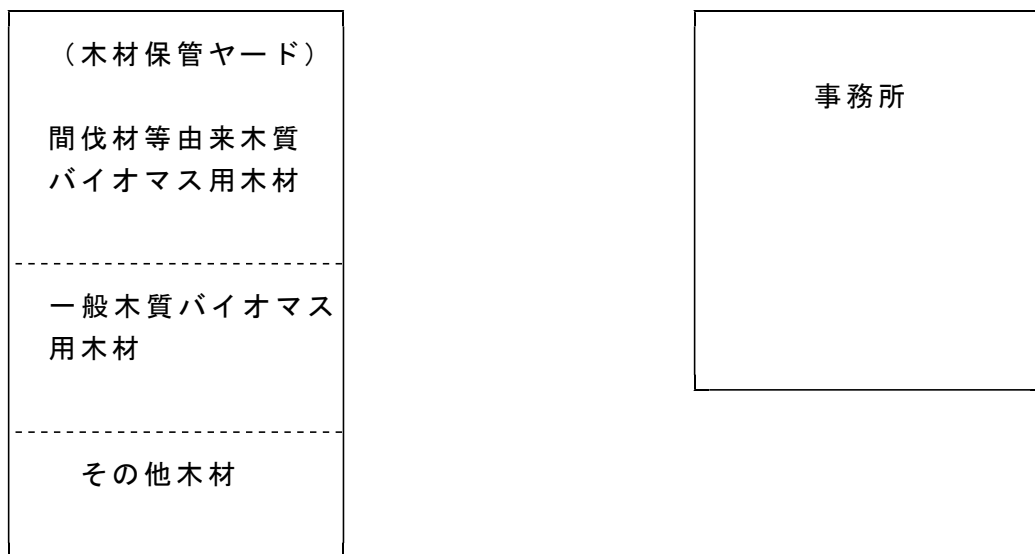
事業所の敷地，建物及び施設（土場，倉庫など）の配置状況

(事業者の名称： )

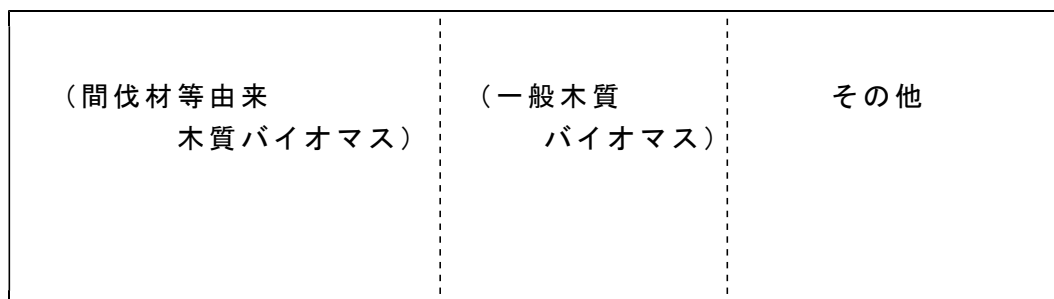
(土場，倉庫の所在地： )

事業所の敷地，建物及び施設の配置状況を記載するとともに，分別管理する発電用木質バイオマスの位置を図示する。

( 記 載 例 )



( 発電用木質バイオマス分別管理場所 )



※別図を添付しても良い。

(認定申請書に添付する書類)

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書 (作成例: 発電用バイオマスの場合)

事業者の名称

年 月 日作成

本方針書は、宮城県木材協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年12月13日)」を受け、発電利用に供する木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施する。

1 適用範囲

本方針書は、当社が扱う原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いについて適用する。

2 分別管理責任者

- (1) 分別管理を適切に行うため、(氏名)\_\_\_\_\_を分別管理責任者として定める。
- (2) 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

3 分別管理の実施

- (1) 原木の入手に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- (2) 原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- (3) チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- (4) チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認のうえ、納品書に記載し証明する。
- (5) チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

4 書類管理

- (1) 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- (2) 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- (3) 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。



【別記2】（事業者認定書の様式）

○合法木材供給事業者認定書

○発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書  
（注○印：認定するもののみを記載します。以下、同じ）

年 月 日

（認定事業者名）

殿

宮城県木材協同組合  
理事長

年 月 日付けで申請のありました、

○合法木材供給事業者認定申請

○発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

について、当組合の合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

- 1 認定番号： 宮城県木協第 号
- 2 事業者の所在地：
- 3 事業者の名称：
- 4 代表者の氏名：
- 5 分別管理責任者の氏名
- 6 認定の有効期間： ○年○月○日～ ○年○月○日

- （注） 1 申請内容に変更があった場合は届け出てください。  
2 認定を更新する場合は、有効期限の1ヶ月前に申請して下さい。

【別記3】（証明書の様式）

年 月 日

- 木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書
  - 発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書
  - 発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書
- （注○印：証明するもののみを記載してください。以下、同じ）

殿

認定番号：  
事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：



- 下記の物件は、
- 持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみ
  - 間伐材等由来の木質バイオマスのみ
  - 一般木質バイオマスのみ
- を原材料としていることを証明します。

記

- 1 樹種：
- 2 品目：
- 3 数量：

（注）

- ① この様式による証明書の作成に代えて、納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ② 上記は、合法性・持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る部分を省略してください。
- ③ 品目：丸太，製材，合板，集成材等を記載してください。
- ④ 数量：品目毎に，商取引上の単位（m<sup>3</sup>，本，kg，枚など）により記載してください。

【別記4】（取扱実績報告書の様式）

年 月 日

宮城県木材協同組合理事長 殿

認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：



合法木材及び発電用木質バイオマスの取扱実績報告

「合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第8」により、下記のとおり取扱実績を報告します。

記

1 期 間	年 4 月 1 日 から 年 3 月 3 1 日 まで	備 考
2 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 m3 製品入荷量 m3 製材品出荷量 m3 チップ等出荷量 m3	
3 上記2のうち、合法木材であると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3	
4 上記2のうち、間伐材等由来の木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3	
5 上記2のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3	

備 考：（注）

- ① 原木（原料）入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述してください。

【別記5】（認定取消通知書の様式）

認定事業者の認定取消通知書

年 月 日

（認定事業者名）

殿

宮城県木材協同組合  
理事長

貴事業者については、年 月 日付けで認定事業者として認定  
しましたが、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオ  
マスの証明に係る事業者認定要領」第10の規定に基づき、年 月  
日付けで認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認定番号： 宮城県木協第 号
- 2 事業者の所在地：
- 3 事業者の名称：
- 4 代表者の氏名：
- 5 取消の理由：

別紙 1 (納品書にゴム印を押して証明する場合)

ゴム印の見本 1 (合法木材の証明の場合)

この物件は、合法的に伐採された木材・木材製品であることを証明します。

認定番号 宮城県木協 第 号

ゴム印の見本 2 (木質バイオマス証明の場合①)

この物件は、間伐材等由来の木質バイオマスのみであることを証明します。

認定番号 宮城県木協 第 B - 号

ゴム印の見本 3 (木質バイオマス証明の場合②)

この物件は、一般木質バイオマスのみであることを証明します。

認定番号 宮城県木協 第 B - 号